高松市監查委員告示第15号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成20年11月20日

高松市監査委員 谷 本 繁 男

市 田正己

同 中村順一

同 岡 下 勝 彦

包括外部監査結果に基づく措置通知について

- 第1 平成11年度包括外部監査結果に基づく措置通知
 - 1 行政経費としての補助金の機動性及び委託料の効率性について
 - (1) 措置を講じた部課名 健康福祉部こども未来課

ア 措置通知日 平成20年10月16日

- イ 改善を要する事項および措置された内容
 - (ア) 実績報告書に領収書を添付すべきもの 領収書添付については、平成17年度補助事業から精算報告書に 添付することに改めた。
- 第2 平成17年度包括外部監査結果に基づく措置通知
 - 1 下水道事業の財務に関する事務の執行について
 - (1) 措置を講じた部課名 都市整備部下水道管理課
 - ア 措置通知日 平成20年8月21日
 - イ 意見を付した事項および措置された内容
 - (ア) 新規下水道接続利用者については,接続工事完了時に検針を行い, 初回の下水道使用料を試算して徴収することについて

使用料徴収システムを見直し、平成20年4月から新規下水道接続者については、接続工事完了時に検針を行い、使用料を徴収することとした。

- 第3 平成19年度包括外部監査結果に基づく措置通知
 - 1 介護老人保健施設こくぶんじ荘の運営管理について
 - (1) 措置を講じた部課名 健康福祉部健康福祉総務課こくぶんじ荘

ア 措置通知日 平成20年8月25日

- イ 改善を要する事項および措置された内容
 - (ア) 業務委託契約に自動更新条項が付いていることについて 業務委託契約に自動更新条項が付いていることについては,見積 徴取を見直し,自動更新条項を削除した。
 - (イ) 土地の名義を変更すべきもの 土地の名義については、平成20年6月20日付けで、綾歌郡国 分寺町から高松市に所有権移転登記をした。
 - (ウ) 年度末に物品の実地棚卸を行うべきもの 年度末に物品の実地棚卸を行うべきものについては、平成20年 3月31日に貯蔵品の実地棚卸を実施した。
 - (x) 物品受払簿の適正な在庫数量の表示について 物品受払簿の適正な在庫数量の表示については、平成20年4月 1日付けで「貯蔵品の取扱いの適正化について」を職員に周知し、 在庫管理の適正化を図るとともに、物品受払簿の在庫数量に疑義が 生じた場合は、その都度、在庫確認を行うこととした。
- ウ 意見を付した事項および措置された内容
 - (ア) 民営化の方向で検討すべきもの

民営化の方向で検討すべきものについては、医師確保の困難性等により運営形態の見直しを行い、平成20年2月7日に市議会調査会においてこくぶんじ荘の民営化の方針を報告するとともに、施設利用者等および地元地域審議会への説明を行った。また、譲渡価格については、営業権を考慮し設定した。

(イ) 民営化に伴う職員の処遇について

民営化に伴う職員の処遇については,本人の意向を尊重する中で, 人事異動や譲渡先への優先採用により,職場を確保することとした。